

聖籠町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月13日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第22号

聖籠町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

聖籠町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成3年聖籠町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「第2条の4第4項」を「第2条の4第7項」に改め、同項第2号及び第3号中「第2条の4第5項」を「第2条の4第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。